

医療機関におけるHIV検査にご協力をお願いします

- ・近年、医療の進歩によって、HIVに感染しても早期に適切な治療をすることでエイズ発症を防ぎ、感染する前と大きく変わらない日常生活を送ることができるようになりました。
- ・効果的なHIV療法を継続し、血液中のHIVの量が検出限界値未満のレベルに継続的に低く抑えることができているHIV陽性者からは性的接触においてもHIVが感染することはないことが明らかになっています。（「U=U (Undetectable=Untransmittable)」）
- ・一方、エイズ発症してから検査を行って初めてエイズだとわかる「いきなりエイズ」は、全国と同様、札幌市でも新規報告数の約3割を占めます。

HIV感染の段階で早期に治療に結びつけ、エイズ発症を防止することが大切です。

◆札幌市のHIV検査・相談状況について

- ・札幌市では各区保健センターとサークルさっぽろにおいて、無料匿名の相談事業や、HIV抗体検査を実施しています。（各区保健センターでは希望者のみ梅毒検査も同日に実施）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による検査の一時休止や、検査控え等もあり、令和2年以降、HIV抗体検査数の受検者数が減少傾向にあります。

HIV抗体検査の受検者数が減少しており、HIV感染者を十分に把握できていない可能性があります。

エイズ患者として保健所に届出があった方の中には、過去に他の性感染症で受診経験があった方も多く、医療機関での診療時におけるHIVスクリーニング検査は、HIVの早期発見のための大変貴重な機会です。

なお、**間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認められる場合、既往がある場合又は疑われる場合でHIV感染症を疑う場合については、HIV検査を算定できる※**とされています。医療機関でのHIV検査の実施について、ご検討・ご協力をお願い致します。

（※令和4年3月4日付け保医発0304第1号 厚生労働省通知保険局医療課長「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」）

◆このような時はHIVスクリーニング検査をご検討ください

①エイズ発症を疑う疾患がある場合

ニューモシスチス肺炎、サイトメガロウイルス感染症、カンジダ症 等

②エイズの感染に関連しやすい性感染症の疑いや既往がある場合

梅毒、性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、
尖圭コンジローマ、淋菌感染症、B型肝炎、アメーバ赤痢 等

スクリーニング検査では偽陽性の可能性があるため、陽性の場合、必ず確認検査が必要です。各医療機関での実施や、エイズ治療拠点病院への相談・紹介をご検討ください。

～HIV抗体検査の際の同意の方法について～

「HIV抗体検査の実施に当たっては、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこと。」
「**同意は口頭によるものも可**」とされています。

（※平成30年1月18日付け健感発0118第5号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る留意事項について」）